

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、第1回の国勢調査が行われた大正9(1920)年には、4,833人でその後、順調に増加してきたが、戦後は高度成長期を迎え、昭和30(1955)年の9,735人をピークに都市流出等が相次ぎ、減少傾向が続いている。

産業構造においては、事業所数では、第1次産業が242件(57.5%)、第2次産業が48件(11.4%)、第3次産業が131件(31.1%)となっており、農林水産業が基幹産業となっているが、社会・経済情勢の変化などから、第3次産業の占める割合が高くなっている傾向がある。(※)

(※) 平成31経済センサス、令和2年農林業センサス及び平成30年漁業センサス

産業別就業者状況について、平成27年と令和2年の国勢調査の結果を比較してみると、平成27年は第1次産業636人(26.1%)、第2次産業698人(28.6%)、第3次産業1,107人(45.3%)に対して、令和2年では第1次産業560人(26.5%)、第2次産業559人(26.5%)、第3次産業991人(47.0%)となっており、各産業ともに就業者数は減少傾向となっており、人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を含めた支援等、地域産業の維持・発展に向けた取組を行っていくことが、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に、3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、知内町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月22日～令和7年6月21日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。